

平成 26 年度

監 査 結 果 報 告

(財政援助団体等監査)

平成 27 年 3 月

庄 原 市 監 査 委 員

1 監査の対象

平成 26 年度定期監査においては、総領支所 3 室、総領診療所及び教育委員会を対象に監査を実施したものであるが、これに関連して次に掲げる団体を対象に、財政援助団体等監査を実施した。

補助金交付団体については、平成 25 年度に執行された補助金に係る出納その他の事務を対象に監査を実施した。

また、公の施設の管理団体については、公の施設の管理に係る出納その他の事務を対象に監査を実施した。

(1) 補助金交付団体

補助事業者：庄原市スポーツ少年団本部

補助金名：庄原市スポーツ少年団育成支援補助金

補助金交付額：5,552,000 円

所管部署：教育委員会生涯学習課

(2) 公の施設の管理団体

ア 指定管理者：株式会社 里山総領

指定管理施設：庄原市ふるさとセンター田総

指定管理料：2,647,818 円

所管部署：総領支所産業建設室

イ 指定管理者：特定非営利活動法人 庄原市芸術文化センター

指定管理施設：庄原市民会館

指定管理料：32,810,727 円

所管部署：教育委員会生涯学習課

ウ 指定管理者：東城自治振興区

指定管理施設：東城文化ホール

指定管理料：2,032,963 円

所管部署：教育委員会東城教育室

2 監査の期間

平成 26 年 11 月 12 日から平成 27 年 1 月 28 日まで

3 監査の目的及び方法等

所管部署及び団体の事務が、関係法規、経理規程等に基づき適正に執行されているか、補助金は目的、交付条件等に基づき適正に執行されているか、公の施設の管理は基本協定、年度協定等に基づき適正に執行されているかを

検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、所管部署及び団体から提出された関係書類を精査し、平成27年1月14日及び15日に団体管理施設等において関係者からの聴取により実施した。

4 監査の結果

所管部署及び団体の事務において、改善、検討を必要とするものについては、以下のとおりであるので、所管部署においては適切な措置及び団体への指導等を講じられたい。また、団体においては指導等に応じた適切な措置を講じられたい。

事務上の軽微な指摘事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略した。

(1) 補助金交付団体

〔 庄原市スポーツ少年団本部 〕 （所管部署：生涯学習課）

庄原市スポーツ少年団育成支援補助金は、庄原市補助金交付規則に基づき交付されている。

庄原市スポーツ少年団本部は、市内のスポーツ少年団の育成指導及び相互の連携を図ることを目的とし、庄原、西城、東城、口和、高野、比和、総領の7支部により組織されている。

ア 活動状況の把握について（団体に対するもの）

補助金は、その86%が各支部へ配分され、そこから各団体の活動へ助成しているが、活動実績、決算報告書等資料が無い団体や、報告内容（助成金額）に誤りがある団体が見受けられた。平成20年度に指摘した事項であり、活動状況及び活動費等の執行状況を適正に把握され、有効に活用されているか確認に努められたい。

(2) 公の施設の管理団体

〔 株式会社 里山総領 〕（所管部署：総領支所産業建設室）

ふるさとセンター田総は、廃校を利用した研修宿泊施設である。

ア 施設管理について（所管部署に対するもの）

施設の劣化、空調の故障等が生じているため、管理運営に支障をきたしている。

安全かつ有効な施設運営を図るためにも、速やかな対応に努められた

い。

イ 収支決算書について（団体に対するもの）

収支決算は、指定管理料の適正性の評価、及び団体自らが指定管理料と実際に執行する管理運営費とのバランスを適正に把握するために必要と考えられるため、正確性が確保される必要があり、一定の基準を定めて統一的に計算整理をしなければ、期間比較等財政状態の把握が困難となる。

一般管理費について、計画額での計上が見受けられた。実績額に基づいた決算額の計上について検討されたい。

ウ 経理業務について（団体に対するもの）

現金管理においては、不正や誤びゅうを招きやすく、その予防への配慮が必要となる業務である。金融機関への速やかな入金処理等、経理規程を整備され、それに沿った適正な管理について検討されたい。

エ 利用料金について（団体に対するもの）

事前に市の承諾を受けた額で、公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることになっている。承認を受けた額と異なる件が見受けられたので留意されたい。

[特定非営利活動法人 庄原市芸術文化センター]（所管部署：生涯学習課）

庄原市民会館は、市民の文化の向上及び住民福祉の増進を図るために設置されており、団体においては、市内の文化芸術に関する交流及び情報発信の拠点として舞台芸術に関する各種事業の実施に努められている。

ア 事務手続きについて（所管部署及び団体に対するもの）

行政財産の使用許可が見受けられなかった。また、管理施設について、基本協定書に一部内容変更を伴うものがあつたが、手続きがされていなかった。各種事務手続きを適時適正に行われたい。

イ 利用料金について（団体に対するもの）

事前に市の承諾を受けた額で、公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることになっている。利用料金の算定において誤りが見受けられたので留意されたい。

[東城自治振興区]（所管部署：東城教育室）

東城文化ホールは、監査対象である平成 25 年度が施設稼動初年度である。

団体においては、芸能・文化団体の発掘や育成の推進、活躍中の出身者を招聘し、地域の方が本物の芸術文化にふれる機会の提供を図るため、各種事業の実施に努められている。

ア 事務手続きについて（所管部署に対するもの）

協議事項が生じた際には文書で記録されたい。また、年度終了後の実績報告に基づく業務の実施状況の確認についても、文書で保存することが望ましいので検討されたい。

イ 収支決算書について（団体に対するもの）

収支決算は、指定管理料の適正性の評価、及び団体自らが指定管理料と実際に執行する管理運営費とのバランスを適正に把握するために必要と考えられるため、正確性が確保される必要がある。

各検討材料として重要な資料である「ホール活用事業実績書」の収支に誤りが見受けられた。報告書の信頼性確保に努められたい。

ウ 利用料金について（団体に対するもの）

事前に市の承諾を受けた額で、公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることになっている。

減免許可に係る根拠書類の添付や適用条項の記載もれ、また、利用料金の算定において誤りが見受けられたので留意されたい。